

◎学校図書館法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

修 正 案	現 行
<p>第二十八条 第三十七条第六項、第八項、第十二項、第十三項及び第十五項から第十八項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。</p>	<p>第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。</p>
<p>第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校司書及び事務職員を置かなければならない。</p>	<p>第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。</p>
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>(3) 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは学校司書又は事務職員を、それぞれ置かないことができる。</p>	<p>(3) 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないとができる。</p>
<p>(4) (13) [略]</p>	<p>(4) (13) [略]</p>
<p>(14) 学校司書は、学校図書館法（昭和二十八年法律第一百八十五号）第六条第一項に規定する職務に従事する。</p>	<p>(14) [新設]</p>
<p>(15) (20) [略]</p>	<p>(14) (19) [略]</p>
<p>第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭、学校司書及び事務職員を置かなければならない。</p>	<p>第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。</p>

②～⑥ [略]

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条  
第四項から第十八項まで及び第二十項並びに第四十二条から第四  
十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第  
三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条  
中「前条第一項」とあるのは「第五十二条」と読み替えるものとす  
る。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校  
司書及び事務職員を置かなければならない。

②～④ [略]

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第  
四項から第十八項まで及び第二十項、第四十二条から第四十四条ま  
で、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育  
学校に、第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一  
条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場  
合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」  
と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十五条」と読み  
替えるものとする。

② [略]

②～⑥ [略]

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条  
第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条ま  
で、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育  
学校に、第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一  
条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場  
合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」  
と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十五条」と読み  
替えるものとする。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事  
務職員を置かなければならない。

②～④ [略]

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第  
四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条ま  
で、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育  
学校に、第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一  
条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場  
合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」  
と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十五条」と読み  
替えるものとする。

② [略]

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第三項中「学校司書又は事務職員」とあるのは、「事務職員」と読み替えるものとする。

第一百四条 第三十七条第十五項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第一百四条 第三十七条第十五項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五条から第一百七条まで、第一百九条（第三項を除く。）及び第一百十条から第一百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

#### 附 則

第七条の二 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校には、第三十七条第一項（第四十九条及び第八十二条において

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第二十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第一百四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第一百四条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五条から第一百七条まで、第一百九条（第三項を除く。）及び第一百十条から第一百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

#### 附 則

〔新設〕

準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）及び第六十九条第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、学校司書を置かないことができる。

		修 正 案	現 行
		〔新設〕	
1	〔学校司書〕		
2	<p>第六条 学校司書は、図書館資料の整理及び保存の職務に従事するほか、司書教諭の行う職務に協力する。</p> <p>2  次の各号のいずれかに該当する者は、学校司書となる資格を有する。</p> <p>一 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は文部科学省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められた者で、学校司書の講習を修了したもの</p> <p>二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により司書となる資格を有する者</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で、学校図書館において三年以上学校司書の職務に相当する職務に従事し、かつ、学校司書の講習を修了したもの</p> <p>3  学校図書館において、文部科学省令で定める期間以上学校司書の職務に相当する職務に従事した経験を有する者については、文部科学省令で定めるところにより、前項に規定する学校司書の講習において履修すべき科目又は単位の一部を修得したものとみなす。</p> <p>4  前条第三項及び第四項の規定は、学校司書の講習について準用す</p>		

る。」の場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「次条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「次条第四項において準用する前項及び同条第三項」と読み替えるものとする。

## 第七条　〔略〕

### （国の任務）

第八条　国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一　学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭及び学校司書の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二　学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三　前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

## 第六条　〔略〕

### （国の任務）

第七条　国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一　学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二　学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三　前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

修 正 案	現 行
<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）、学校司書及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校手当（学校栄養職員、学校司書及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料そ</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）、学校司書及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）</p>

の他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

### 一〇三　〔略〕

#### 附 則

##### 1・2　〔略〕

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員、学校司書及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者、学校司書及び事務職員」とする。

並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

### 一〇三　〔略〕

#### 附 則

##### 1・2　〔略〕

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。